

税制措置の対象設備に関する留意事項
(中小企業庁から税制措置を利用する事業者の皆様へのお知らせ)

- ①対象設備の種類によって要件が異なることにご注意ください。設備の種類は税務上の資産区分（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」上の減価償却資産の種類（機械及び装置、器具及び備品、工具など））と同様とお考えください。
- ②設備の種類については、会社の経理に確認し、税務上の適切な資産区分であることをご確認ください。なお、会社の経理で判断できない場合は、税理士や所轄の税務署に相談ください。
- ③同一の設備であっても、用途によっては資産区分が異なる可能性があり、機械装置と器具備品、器具備品と工具等、資産区分が異なることとなった場合、販売開始時期の要件を満たさない可能性があることにご留意ください。
- ④医療保健業を行う事業者は医療機器・建物附属設備が対象外となります。また、対象設備に該当するものでも指定事業の用に供されない場合（映画業を除く娯楽業、電気業、銀行業等）は本税制の対象となりません。
- ⑤本証明書の発行、経営力向上計画の認定を受けた場合であっても、税務の要件（取得価額や指定事業等）を満たさない場合は税制の適用が受けられないことにご注意ください。

＜参考＞税制措置の対象設備について

設備の種類（※４）	用途又は細目	最低価額	販売開始時期
機械装置	全て（※１）	160 万円以上	10 年以内
工具	測定工具及び検査工具	40 万円以上	5 年以内
器具備品	全て（※２）	40 万円以上	6 年以内
建物附属設備	全て（※３）	60 万円以上	14 年以内
ソフトウェア（※５）	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの	70 万円以上	5 年以内

- ※１ 発電の用に供する設備にあつては、主として電気の販売を行うために取得等をするもの（経営力向上計画の実施時期のうちで発電した電気の販売を行う期間中の発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等）を除く。
- ※２ 医療機器については、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。
- ※３ 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。また、発電の用に供する設備にあつては、主として電気の販売を行うために取得等をするもの（経営力向上計画の実施時期のうちで発電した電気の販売を行う期間中の発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等）を除く。
- ※４ コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの又は暗号資産マイニング業の用に供する資産を除く。
- ※５ ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除きます。